平成２６年（フ）第１５９号
函館市日吉町２丁目35番12号
債務者　松橋　美雪
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
山口県宇部市野原１丁目16番30―５号
債務者　船田　　崇
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３０号
山口県宇部市大字東岐波4952番地６グランドコーポ中の尾103号
債務者　山本　絹代
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５１号
山口県宇部市五十目山町３番14―３号
債務者　港　　数人
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６１号
山口県山陽小野田市須恵３丁目１番２―302号　市営住宅Ｂ棟32号
債務者　須加　照之
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４４号
三重県志摩市阿児町神明1346番地　ポプラール103号
債務者　木村　博幸
1　決定年月日時　平成26年５月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１５６０号
大阪府門真市島頭４丁目17番41―401号
債務者　服部　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９５号
大阪市淀川区木川東３丁目９番10―305号
債務者　鈴木利恵子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１７号
大阪府茨木市東福井１丁目11番10号
債務者　橋本　彩衣
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７７５号
大阪府豊中市刀根山５丁目３番Ａ１―30号
債務者　重野與三次
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８２２号
大阪府豊中市東豊中町３丁目116番地の23
債務者　後藤あかね
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９６号
大阪府寝屋川市本町16番15―203号
債務者　森川裕理子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２０号
大阪市都島区都島南通１丁目21番45―1002号
債務者　岡本　美保
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２３号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目19番29号
西中介護老人保健施設ヴィーブルジョワ
債務者　井上久美子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０５１号
大阪市旭区清水４丁目３番５―215号、前住所大阪市旭区太子橋３丁目２番３―504号
債務者　松田　洋一
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７２号
大阪市鶴見区諸口４丁目１番17―501号
債務者　森　ひとみ
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０８０号
大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45―318号
債務者　塚本　高晴
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０８５号
大阪市北区中津３丁目12番９号
債務者　田丸　忠寿
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部